

**添付書類**

**平成28年度  
(第1期事業年度)**

**監 事 監 査 報 告**

**独立行政法人自動車技術総合機構**

# 平成28年度監事監査報告

平成29年6月27日

独立行政法人自動車技術総合機構  
理事長 柳川 久治 殿

独立行政法人自動車技術総合機構

監事 古川一美

監事 中村友理香

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「自動車機構」という。）の平成28事業年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、損失の処理に関する書類、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

## I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議（内部統制委員会、検査業務適正化推進本部会合、交通安全環境研究所所議等）に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、出先機関である交通安全環境研究所、地方検査部や事務所（四国検査部等12箇所）において業務、財産の状況及び国土交通大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備・運用状況等について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、自動車機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## II 監査の結果

### 1. 本部及び交通安全環境研究所並びに地方検査部・事務所の監査結果

総体的には、概ね適正に業務運営が図られ、かつ、会計処理が適正に執行されていたものと認められたが、一部において主に以下のようないい改善又は検討を必要とする事項が認められた。

#### (1) 本部

- ① 職員の就業状況について、勤務時間の管理は「人事給与・勤務報告申請システム」により行われているが、同システムへの日々の入力が遅れている等、入力作業が適切に行われていない事例が認められた。
- ② 職員に貸与されているパソコンの使用において、「独立行政法人自動車技術総合機構の情報セキュリティポリシーに関する規程」に定められた帰宅時のシャットダウン処理が適切に行われていない事例が認められた。

#### (2) 交通安全環境研究所

- ① 職員の就業状況について、勤務時間の管理は「人事給与・勤務報告申請システム」により行われているが、同システムへの日々の入力が遅れている等、入力作業が適切に行われていない事例が認められた。
- ② 職員に貸与されているパソコンの使用において、「独立行政法人自動車技術総合機構の情報セキュリティポリシーに関する規程」に定められた帰宅時のシャットダウン処理が適切に行われていない事例が認められた。

#### (3) 地方検査部・事務所

- ① 職員の就業状況について、勤務時間の管理は「人事給与・勤務報告申請システム」により行われているが、同システムへの日々の入力が遅れている等、入力作業が適切に行われていない事例が認められた。
- ② 職員に貸与されているパソコンの使用について、「独立行政法人自動

車技術総合機構の情報セキュリティポリシーに関する規程」に定められた帰宅時のシャットダウン処理が適切に行われていない事例が認められた。

- ③ 審査業務等に関する業務量報告について、業務量統計システムに必要事項を入力して行うこととなっているが、入力作業が報告期限に遅れる等適切に行われていない事例が認められた。
- ④ 審査業務に使用する検査機器の判定値について、設定が不備となっていた事例が認められた（その後の自動車機構の調査により複数の地方事務所等において判定値が設定不備となっていたことが判明）。

## 2. 財務諸表等についての意見

財務諸表は、独立行政法人会計基準並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認められる。

決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認められる。

また、会計監査人優成監査法人の監査方法及び結果は、相当であると認められる。

## 3. 事業報告書についての意見

事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認められる。

## III 自動車機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

国からの依頼を受けて、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査業務を審査事務規程に基づいて適切に実施するとともに、運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を確実に実施している。また、国の施策に対して自動車機構が一体となって貢献を行っていくため、自動車機構内に技術戦略本部を設置し、統合による効果の効率的な創出とその効果の最大限発揮に向けて取り組んでおり、短期的な統合の効果として、検査部門と研究部門、自動車認証部門の連携・協力により検査機器の判定精度の効率的な改善や共通構造部型式指定制度の運用開始に伴う新規検査等における基準適合性審査の確認範囲の合理化が発現している。

全般的には中期目標の着実な達成に向けて平成28年度計画を効果的か

つ効率的に実施していると認められるものの、複数の地方事務所等において検査機器判定値の設定不備が判明するなど、「的確で厳正かつ公正な業務の実施の徹底」という一部の目標については、達成されたとは言い難いところである。

しかしながら、近年発生した不適切な審査事案に対する対応を教訓として活かし、判明した事案に対する再発防止対策、関係するユーザーに対するケア等について組織を挙げて迅速に対応しているところであり、今後も主要事項として取り組んでいく状況を監視することとしたい。

#### IV 自動車機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他自動車機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

平成28年度においては、法人統合前に発生した神奈川事務所における不適切な審査事案など顕在化した重大なリスクに対応するため自動車機構内に「検査業務適正化推進本部」を設置し、第三者委員会から提言された再発防止対策の内容を踏まえた各種再発防止対策の策定・実施を最優先に取り組んできたところであり、引き続き各種対策の効果を検証しながら全国への横展開を視野に入れて取り組んでいくとしている。また、新たに判明した複数の地方事務所等における検査機器判定値の設定不備についても同本部において再発防止対策の徹底等に取り組んでいるところである。

このような状況の下、内部統制システムについては、現状においては上述の検査業務適正化推進本部において個別の事案に対する対応を最優先に取り組まなければならない状況にあるものの、その取り組み状況は、逐次、内部統制委員会及びリスク管理委員会等において関係者に共有されており、今後の自動車機構全体におけるリスク管理（リスク発生の予防と発生した場合の損失の最小化）の検討に資しているものと認められる。リスク管理という面においてはリスク評価を行う前にリスクが顕在化するという事態が生じてしまったが、これらの経験・対応が活かされ、内部統制に関する不断の見直し、更なる体制の充実・強化につなげられていくことに期待するところである。

#### V 自動車機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実について

該当する事項は認められない。

#### VI 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

監査の実施において関係者の積極的な協力が得られており、該当事項はない。

## VII 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

独立行政法人見直しに関する閣議決定事項への対応について、役職員の給与水準は国に準拠した基準であり、ラスパイレス指数もほぼ100以下となっており適正水準で運用されていると認められる。また、入札・契約の合理化については調達合理化計画に基づいて透明性及び外部性を確保し取り組んでいると認められる。

—以上—